

会 則

第1条（名称）

本クラブは、スポーツ&フィットネス「ペント・セプト」と称します
（以下「クラブ」といいます）。

第2条（所在地）

クラブの所在地は、札幌市中央区北5条西7丁目2番地1に所在する株式会社京王プラザホテル
札幌内に置きます。

第3条（運営当事者）

クラブの運営管理は株式会社京王プラザホテル札幌（以下「当社」といいます）が行います。

第4条（目的）

クラブは、会員がクラブ内の諸施設を利用することにより、心身の健康維持および増進を図り、
併せて品位ある社交クラブにすることを目的とします。

第5条（会員）

クラブは会員制とし、会員の種別は以下の各号の通りといたします。

- (1) 個人会員 個人を対象とします。
- (2) 法人会員 法人を対象とし、無記名1口につき、月50枚の利用券を発行します。
- (3) 家族会員 個人会員の二親等以内の家族を対象とします。
- (4) 特別会員 個人の短期会員であり2019年3月31日を以って終了します。
- (5) 月会員 個人の月払いを対象とします。
- (6) 名誉会員 当社が特に認めたものとします。

第6条（入会手続）

クラブへの入会を希望する方には、所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ当社へご提出いた
だきます。当社が適格と認めて入会を承諾したのち、入会金および年会費または月会費をお支払
いただきます。入金確認後、会員証を交付いたします。

第7条（入会金・年会費）

入会金・年会費・月会費の金額等は細則に定めます。納入された入会金・年会費は返還いたしま
せん。

第8条（利用）

会員がクラブを利用する際は、以下の各号に従っていただきます。

- （1）利用料別の種別の場合、利用の都度、利用料金をお支払いいただきます。
利用料金の金額は細則に定めます。
- （2）会員証を係員に提出いただきます。会員証は他人に貸与することはできません。
- （3）法人会員の場合はご利用券を係員にご提出いただきます。
- （4）施設のご利用は16歳以上に限らせていただきます。

第9条（ビジターの利用）

- 1 当社は、会員同伴のビジター、会員紹介のビジター、ホテル宿泊者および当社が認めるものにクラブを利用させることがあります。ただし、第15条各号の1つに該当すると認められた場合は、利用をご遠慮いただきます。また、ご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。
- 2 会員が同伴または紹介したビジターのクラブ内での行為およびクラブに対する支払等は、会員に連帯責任を負っていただきます。

第10条（プラザTHANKSプログラムの提供）

- 1 京王プラザホテルチェーン<京王プラザホテル札幌・京王プラザホテル（新宿）・京王プラザホテル多摩・京王プラザホテル八王子>（以下「ホテル」といいます。）は、本会則および別途定める「プラザTHANKSプログラム」（以下「本プログラム」といいます。）に従い、会員がホテルおよび本プログラム参画テナントをご利用された際に、特典・サービスの提供を行います。
- 2 本会則に基づく会員には、本プログラムに定める「ロイヤルステージ」が適用されます。ステージの変更はございません。
- 3 本プログラムの提供は会員資格を有する期間において行われ、当該期間の終了日まで特典・サービスをご利用いただけます。

第11条（変更の届出）

会員は、入会申込書に記載した必要事項等に変更が生じた場合、遅滞なく第21条記載のお問合せ窓口へその変更を届け出るものとします。届出がないことにより、ポイント等の特典・サービスが提供されなかった場合、ホテルおよび本プログラム参画テナントは一切責任を負いません。

第12条（会員資格の譲渡および名義変更等）

- 1 個人会員は、所定の手続により当社の承認を得たときは、会員資格を第三者に譲渡し、名義を変更することができます。ただし、譲受人は、名義変更に際して細則に定める名義変更手数料を当社に納入するものとします。また、会費等の未納がある場合は名義変更をすることができません。
- 2 家族会員は、個人会員の二親等以内に限り登録の変更を認めます。ただし、登録変更に際して細則に定める登録変更手数料を当社に納入するものとします。

第13条（休会）

- 1 会員が長期出張または傷病等やむを得ない事由により6ヶ月間以上休会するときは、休会届と証明書を提出し当社が了承した場合は、休会期間の年会費を半額といたします。ただし、特別会員と月会員を除きます。休会届けは事前またはその事由発生以降2週間以内にご提出ください。

第14条（退会）

- 1 月会員は、自己都合により退会するときは、利用終了月の10日までに、会社所定の書面により手続きを完了していただく必要があります。当社は、退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。
- 2 会員が自己都合により月会費を3ヶ月間以上滞納した場合は、退会扱いとします。ただし、滞納分については全額支払わなくてはなりません。

第15条（会員資格の取消）

会員が次の各号の一つに該当すると当社が認めた場合は、会員資格の一時停止、または退会していただくことがあります。

- （1）会費その他の支払を滞納したとき
- （2）本会則または公序良俗に違反する等、会員として不適格な行為があった場合
- （3）入会申込み時に虚偽の申請があった場合
- （4）暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であることが判明した場合
- （5）刺青をされている方

第16条（会員資格の喪失）

会員は次の各号の一つに該当した場合はその資格を失います。

- （1）退会したとき
- （2）会員資格を譲渡したとき
- （3）第15条により退会の通知を受けたとき
- （4）死亡したとき

第17条（責任事項）

クラブ内で発生した盗難・負傷等の事故については、一切クラブは責任を負いません。

第18条（施設の廃止等）

天災、火災、法令の改廃、社会情勢、経済状況の著しい変化および当社の都合による施設の内容変更、その他やむを得ない事由が発生した場合は、クラブの施設の一部または全部を移転または廃止することがあります。

第19条（個人情報の取り扱い）

1.（個人情報の取得）

当社は、入会申込者および会員（以下「会員等」といいます。）より、入会申込みを含む当社とのお取引（以下「本取引」といいます。）に際し、会員等の個人情報を取得いたします。会員等の個人情報には以下のものが含まれます。

- （1）所定の申込フォームに会員等が記載した氏名等の個人情報
- （2）本取引に関する利用実績等についての個人情報

2. (個人情報の利用)

個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用させていただきます。

- (1) 法令の定めにより必要なお客様情報の利用
- (2) ホテルの会報誌・各種ご優待・各種商品プラン・イベント情報の送付等、営業案内のための利用
- (3) 利用動向調査、新商品開発、お客様満足度調査のため、個人を特定しない範囲で統計的情報として利用
- (4) 各会員組織における会員情報の管理および会員に対して行うサービス等のための利用
- (5) アンケート等でいただいたご意見に対して、文書・電話・電子メールでご連絡させていただくための利用
- (6) 取引等に関連して行う案内・確認等のための連絡、商品の発送、代金の支払い・精算、その他関連する事項への利用
- (7) 問合せ、依頼等への対応
- (8) その他当社のサービス提供全般に関わる利用

3. (個人情報の第三者提供)

当社は、会報誌の送付等の前項の利用目的の範囲内、および会員関連データの登録管理、ポイントサービス関連等のサービス提供等の利用目的（詳細は当社が別途定めるプライバシーポリシー（個人情報保護方針）をご参照ください。）の範囲内で、個人情報を株式会社京王プラザホテルおよび委託事業者に提供いたします。この場合、当社は、提供の相手方に対し、個人情報の守秘義務等適切な保護措置を講じます。

4. (個人情報の開示・訂正・利用停止等)

- (1) 当社は、会員等ご本人から、自己に関する個人情報を開示または訂正・利用停止のご請求があった場合には、ご本人であることを確認させていただいた上で、合理的かつ必要な範囲内において誠意をもって対応させていただきます。
- (2) 開示等の求めに関する手続き（必要書類・受付の方法・ご本人確認の方法・手数料・その他）についての詳細は第21条記載のお問合せ窓口までお問い合わせください。

5. (その他)

個人情報の取り扱いについては、本条の他、当社が別途定めるプライバシーポリシー（個人情報保護方針）に従って取り扱います。

第20条 (改正)

クラブの会則・細則の制定、変更、改廃は当社で定めるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。

第21条 (お問合せ窓口)

〒060-0005 札幌市中央区北5条西7丁目2番地1
株式会社京王プラザホテル札幌 スポーツ&フィットネス「ペント・セプト」
011-271-0111 (代表) (受付 10:00~22:00)

細 則

第1項（入会金、年会費、利用料金等）

1 入会金、年会費、利用料金は以下の通りといたします。

会員種別	入会金	年会費	利用料金
個人会員A	194,400円	194,400円	
個人会員B	194,400円	129,600円	700円
家族会員A	162,000円	162,000円	
家族会員B	162,000円	97,200円	700円
法人会員	388,800円	278,640円	1,080円
会員種別	入会金	月会費	利用料金
月会員	10,800円	21,600円	

※上記料金はいずれも税込です。

2 個人専用ロッカー料金は年間12,000円（税込）といたします。

第2項（年会費の支払）

- (1) 個人会員・家族会員：法人会員の年会費は1年前納を原則とし、毎年3月を支払月とします。
- (2) 料金等は、その都度お支払いただきます。

第3項（会費、料金等の支払）

- (1) 月会員は翌月分前納を原則とし、毎月26日を支払日とします。銀行休業日の場合は翌営業日となります。
- (2) 短期特別会員、短期1年会員、短期シーズン会員は全納を原則とします。会員継続の際には最大2019年3月31日までの会費をお支払いただきます。

第4項（休会）

会員の長期出張、および傷病等やむを得ない事由により6ヶ月間以上休会する場合は、休会届と証明書を提出することにより、その期間内の会費が半分に減額される事があります。休会届は事前又はその事由発生以降2週間以内にご提出ください。

第5項（名義変更手数料等）

- (1) 会則第12条第1項の名義変更手数料は会員1名につき32,400円（税込）とします。
- (2) 会則第12条第2項の登録変更手数料は会員1名につき10,800円（税込）とします。

第6項（届出事項）

会員は住所等入会申込書記載事項に変更のあった場合には速やかに会社へお届けください。

第7項（責任事項）

- （1）本クラブ内で発生した盗難、負傷等の事故については、一切、本クラブは責任を負いません。
- （2）会員の同伴または紹介したビジターの本クラブ内における行為および本クラブに対する支払等は、会員は連帯責任を負っていただきます。

第8項（附則）

入会金、年会費、施設利用料金等については、経済情勢の変動により変更させていただく場合があります。